

消費者啓発参考情報「くらしの110番」トラブル情報

「収入アップしたい、就職したい」 そんな思いにつけ込む悪質勧誘に注意

【事例1】

アルバイト収入が減った事を知人に話すと「良い副業がある」と言って人を紹介された。「バイナリーオプションの投資で稼げる。初期費用12万円で投資会員になれる」と言われ、お金は学生ローンで借りるよう指示された。そもそも、バイナリーオプションが何かも分からないので断りたい。

【事例2】

OB訪問をしようと就活アプリで探した人とカフェで会い、希望職種等について話すうちに、ビジネススクールを20万円で契約することになった。ワークブックや教材用USBが届いたが、およそ就職の役に立ちそうな内容ではなかった。

収入や就職など、将来への不安につけ込み、不要な契約を迫る悪質勧誘にご注意ください。

きっかけは、インターネット上の情報（SNSの広告や検索結果）、大学やアルバイト先の知人・友人、就活で知り合った人等からの誘いが見受けられます。

「誰でも簡単に儲かる」等のうまい話や、「今のままでは就職できない」等の不安を煽るような勧誘文句で、実際には全く役に立たない情報商材（※）、ビジネススクールや教材、高額な自己啓発セミナー、コンサルティングサービスなどを契約させます。

契約（購入）時に借金を促された、契約後に人を紹介するよう催促された、業者や知人についてはSNSでの連絡先しか把握しておらず、連絡が取れなくなってしまう、相手に個人情報やクレジットカードの情報を渡してしまって不安だなどのトラブルも起きています。

（※）情報商材…インターネット上で副業、投資、ギャンブル等で高額収入を得るためのノウハウとして販売されている情報のこと

【消費者へのアドバイス】

1. 安易に契約しない、個人情報を伝えないようにしましょう。
2. 不要な契約は、相手が先輩や知人でもキッパリ断りましょう。自分にとって必要な契約と感じても一旦保留にし、周りに相談するなど冷静な判断が必要です。
3. 借金を持ち掛けるような勧誘は、断りましょう。

困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費生活センターへのお電話は、消費者ホットライン「188」へお掛けください。

（くらしの110番 2021年2月）